

## 函館市デジタル化推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 本市における行政事務のデジタル化に係る施策を推進するため、函館市デジタル化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所管事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政事務のデジタル化に係る施策の推進および総合調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、関係する施策の推進に関すること。

### (職員)

第3条 推進本部に本部長、副本部長、本部員を置く。

- 2 本部長は、総務部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、他の副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、企画部長、総務部長、財務部長のほか、必要に応じて本部長が指名する関係部局長の出席を求めることができる。

### (専門部会)

第4条 推進本部は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、本部長が指名する職員をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、本部長の指名する職員をもって充てる。

### (事務局)

第5条 推進本部に事務局を設置する。

- 2 事務局長は、総務部次長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、総務部デジタル化担当部次長をもって充てる。
- 4 事務局員は、事務局長の指名する職員をもって充てる。
- 5 推進本部の庶務は、事務局で行う。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 函館市行政事務A I ・ I C T化推進室設置要綱（令和元年7月18日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。